

地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について

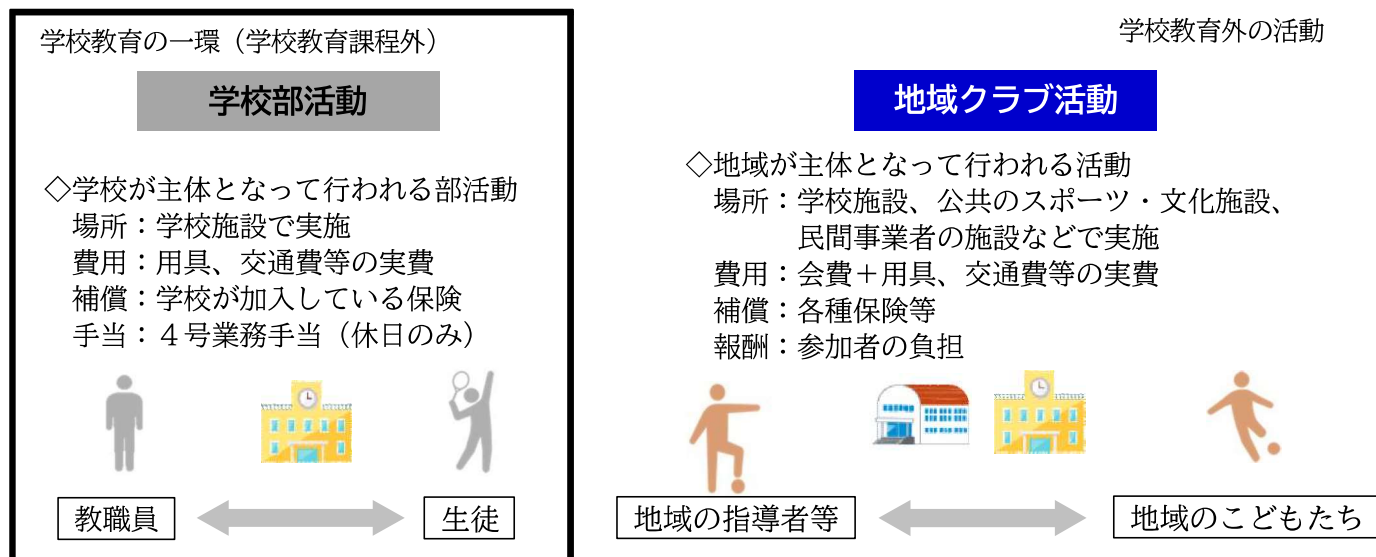
令和7年7月18日
福祉教育常任委員会資料
教育指導部学校教育課

部活動の地域展開による地域クラブ活動に従事することを希望する教職員は、加古川市教育委員会に兼職の承認又は兼業の許可を得て、報酬等を受けて地域クラブ活動に従事することができます。

この資料は、その際の手続きや地域の指導者等として活動する際の留意点についてまとめたものです。

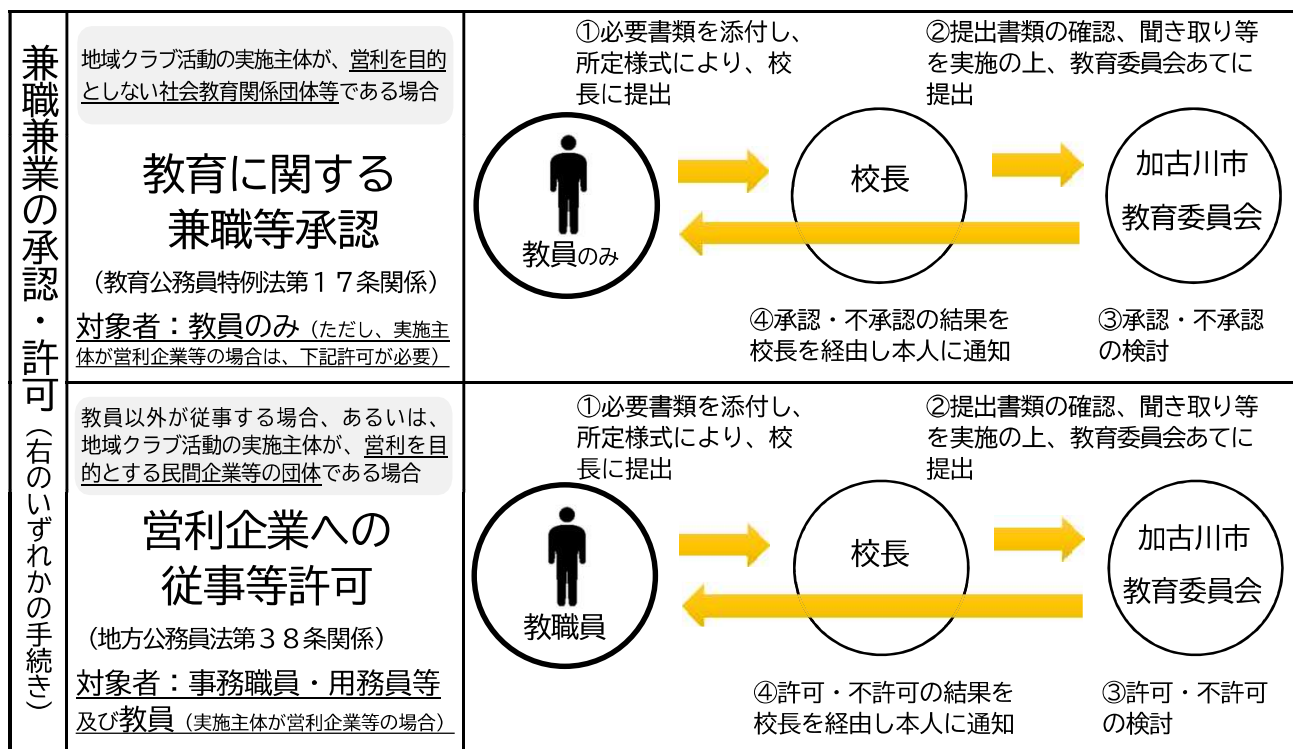
I. 学校部活動と地域クラブ活動の違いは？

学校部活動は、学校教育の一環である一方、地域クラブ活動は、学校教育外の活動となるため、その際の身分は学校の教職員ではなく、地域の指導者等になります。指揮命令権者や事故が発生した場合の責任などが異なることに、留意する必要があります。



II. 地域クラブ活動への従事に係る手続き

教職員が勤務時間外に報酬等を得て、地域クラブ活動に従事する場合は、従事開始前に校長へ相談・了承の上、教育に関する兼職等承認または営利企業への従事等許可のいずれかの経路を経る必要があります。



※かこ☆くらに登録する地域クラブは、社会教育活動を行う団体と整理されるため、教員が従事する場合は表の上段で手続きを行います。ただし、営利企業が立ち上げる地域クラブへの従事は下段で手続きを行うこととなります。